

玉村町文化センター「X」運用方針

(目的)

1. 本方針は、玉村町教育委員会生涯学習課及び玉村町文化振興財団が町民等への情報提供媒体として、X (Xcorp. (エックスコープ) の運営するマイクロブログとソーシャル・ネットワークワーキング・サービス (旧・Twitter)) の使用について、基本事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

2. 運用にあたり、使用する主たる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) アカウント：X を設置運用するために取得した権利、およびユーザー名。
- (2) ポスト：記事を投稿する行為、及び投稿された記事。
- (3) リプライ：他のユーザーのポストに返信をすること。
- (4) リポスト：他のユーザーのポストを引用して投稿すること。
- (5) フォロー：他のユーザーのポストを受信するように登録すること。
- (6) いいね：自他のポストを評価する。

(運用管理)

3. アカウントの管理者は玉村町教育委員会生涯学習課長とし、発信は管理者の責任の下に行う。

(アカウント名)

4. アカウント名は、「@tamamura_bunka」とする。

(運用方法)

5. X は以下のとおり運用する

- (1) X (Xcorp.社) の定めるプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 玉村町情報セキュリティポリシー、同実施手順、玉村町ソーシャルメディア運用手順を遵守すること。
- (3) ポスト以外は原則として行わない。
- (4) 管理者は1条及び5条1～3号に反する場合、ポストの削除やアカウントの停止をすることができる。
- (5) この運用方針に記載のない事項については管理者の判断により運用する。